

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3141348号
(U3141348)

(45) 発行日 平成20年5月1日(2008.5.1)

(24) 登録日 平成20年4月9日(2008.4.9)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 1 D 25/02 (2006.01) A 4 1 D 25/02 J
A 4 4 B 21/00 (2006.01) A 4 4 B 21/00 6 1 1 N

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 実願2008-828 (U2008-828)
 (22) 出願日 平成20年2月18日(2008.2.18)

(73) 実用新案権者 506073971
 株式会社シーティー三愛
 大阪府大阪市浪速区難波中3丁目6番15号
 (74) 代理人 100069578
 弁理士 藤川 忠司
 (72) 考案者 徳永 忠彦
 大阪府大阪市浪速区難波中3丁目6番15号 株式会社シーティー三愛内

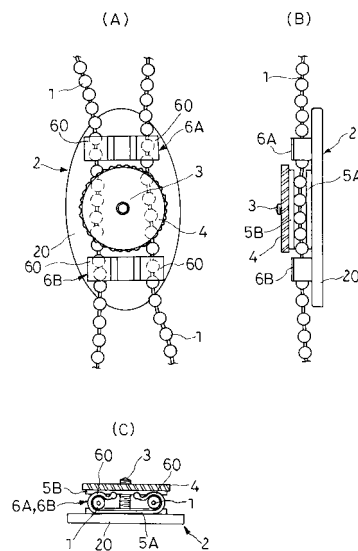
(54) 【考案の名称】 ループタイ

(57) 【要約】

【課題】ループタイとして、金属製の索体でも確実に装飾留め具に固定でき、その固定と解除の操作を極めて簡単に行え、構造的に簡素で製作容易なものを提供する。

【解決手段】首掛け用のループL 1を形成する索体1と、索体1を挿通してループL 1を拡縮する装飾留め具2とからなり、装飾留め具2の本体20の裏面側にネジ軸3が突設され、ネジ軸3に螺合するネジ板4の締め付けにより、ネジ板4と本体20との間で索体1を挟着固定するように構成されてなる。

【選択図】 図2



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

首掛け用のループを形成する索体と、この索体を挿通して前記ループを拡縮する装飾留め具とからなり、該装飾留め具の本体の裏面側にネジ軸が突設されると共に、該ネジ軸に螺合するネジ板を有し、このネジ板の締め付けによって当該ネジ板と本体との間で前記挿通した索体を挟着固定するように構成されてなるループタイ。

【請求項 2】

装飾留め具の本体とネジ板の互いの対向面の少なくとも一方側に、軟質ないし半硬質の高分子層が形成されてなる請求項 1 に記載のループタイ。

【請求項 3】

前記索体が金属製である請求項 1 又は 2 に記載のループタイ。

【請求項 4】

装飾留め具の本体の裏面側の上下部に 2 条の索体を並行して挿通させる挿通ガイド部が形成され、両挿通ガイド部の中間で且つ並行する 2 条の索体の間に前記ネジ軸が突出し、前記ネジ板が並行する 2 条の索体にかかる径を有する円板状をなす請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載のループタイ。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、首掛け用のループを形成する索体と、この索体を挿通して前記ループを拡縮する装飾留め具とからなるループタイに関する。

【背景技術】

【0002】

ループタイは、旧来では主として年配の男性がワイシャツ等の着用時にネクタイ代わりに使用していたが、近年では老若男女を問わず、またワイシャツ等に限らず、タートルネックのセーターに合わせたり、ネックレスのように直に首に掛けたり、お洒落な装飾として多用されつつある。

【0003】

しかして、通常のループタイでは、首掛け用のループを形成する索体として糸で編んだ紐を用い、この紐を種々の装飾形状及び材質の装飾留め具に挿通しており、そのループを一定サイズに保つ手段として、挿通部の摩擦抵抗を利用する方式（特許文献 1）や、該装飾留め具の裏面側に設けたパネ式の挟着金具を利用する方式（特許文献 2）が一般的に採用されている。

【特許文献 1】実用新案登録第 3043618 号

【特許文献 2】特開平 10 - 5012 号公報

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0004】

ところで、近年のループタイでは、その装飾性をより高めるために、ループを形成する索体として、一般的な糸で編んだ紐に代えて様々な形態のチェーン等の金属製のものを用いることが多くなっている。しかるに、このような金属製の索体は圧縮性がない上に硬く滑り易いため、従来挿通部の摩擦抵抗による係止方式やパネ式の挟着金具による係止方式では、装飾留め具に確実に固定できず、使用中に加わる僅かな引張力や振動によって簡単に係止位置がずれてしまい、ループの緩みで体裁が悪くなるという難点があった。

【0005】

本考案は、上述の情況に鑑み、ループタイとして、金属製の索体を用いたものでも確実に装飾留め具に固定できると共に、その固定と解除の操作を極めて簡単に行え、且つ構造的に簡素で製作容易なものを提供することを目的としている。

【課題を解決するための手段】

【0006】

10

20

30

40

50

上記課題を解決するための手段を、後述する実施形態の参照符号を付して説明すると、請求項1の考案に係るループタイは、首掛け用のループL1を形成する索体1と、この索体1を挿通してループL1を拡縮する装飾留め具2とからなり、該装飾留め具2の本体20の裏面側にネジ軸3が突設されると共に、該ネジ軸3に螺合するネジ板4を有し、このネジ板4の締め付けによって当該ネジ板4と本体20との間で前記挿通した索体1を挟着固定するように構成されてなる。

【0007】

請求項2の考案は、上記請求項1のループタイにおいて、装飾留め具2の本体20とネジ板4の互いの対向面の少なくとも一方側に、軟質ないし半硬質の高分子層5A, 5Bが形成されてなる構成としている。

10

【0008】

請求項3の考案は、上記請求項1又は2のループタイにおいて、索体1が金属製である構成としている。

【0009】

請求項4の考案は、上記請求項1～3のいずれかのループタイにおいて、装飾留め具2の本体20の裏面側の上下部に2条の索体1を並行して挿通させる挿通ガイド部6A, 6Bが形成され、両挿通ガイド部6A, 6Bの中間で且つ並行する2条の索体1、1の間にネジ軸3が突出し、ネジ板4が並行する2条の索体1、1にかかる径を有する円板状をなす構成としている。

20

【考案の効果】

【0010】

上記解決手段による考案の効果は、後述する実施形態の参照符号を付して説明すると、請求項1の考案のループタイでは、装飾留め具2の本体20の裏面側にネジ軸3が突設され、該ネジ軸3に螺合するネジ板4の締め付けにより、装飾留め具2に挿通した索体1を当該ネジ板4と本体20との間で強く挟着固定できるため、使用状態で索体1や装飾留め具2に引張力や振動が加わっても係止位置のずれを生じず、しかもネジ板4を捻回するだけで簡単に締め付け固定と固定解除を行え、固定解除によって索体1をスムーズにスライドできるから、その装着及び取外しが極めて簡易であると共に、装着状態でのループL1の拡縮操作も容易に行える。また、装飾留め具2は、索体1の挟着固定用として本体20裏面側にネジ軸3を突設するだけでよいため、その製作が非常に容易になる。

30

【0011】

請求項2の考案によれば、装飾留め具2の本体20とネジ板4の互いの対向面の少なくとも一方側に軟質ないし半硬質の高分子層5A, 5Bが形成され、ネジ板4の締め付けによって該ネジ板4と本体20との間で索体1を挟着した際、該索体1が高分子層5A, 5Bに喰い込む形になるため、その挟着位置での滑りが確実に阻止され、特に該索体1が金属製であっても強固に挟着固定されると共に、金属同士の圧接による損傷や歪みも回避される。

【0012】

請求項3の考案によれば、索体1が金属製であるため、金属独特の重厚感と光沢によって高級感をかもし出すことができる上、材質的に硬く滑り易いにも拘らず装飾留め具2での挟着固定を確実にできる。

40

【0013】

請求項4の考案によれば、装飾留め具2の本体20の裏面側において、上下の挿通ガイド部6A, 6B間で2条の索体1, 1が並行配置させ、これら並行する2条の索体1, 1を円板状のネジ板4によって該本体20との間で挟着できるから、該装飾留め具2による挟着固定の確実性が増す。

【考案を実施するための最良の形態】

【0014】

以下、本考案の実施形態について図面を参照して具体的に説明する。図1は本考案に係るループタイの全体正面、図2は該ループタイにおける装飾留め具による索体の挟着状態

50

、図3は該挟着状態の縦断面、をそれぞれ示す。

【0015】

この実施形態のループタイは、図1に示す用に、首掛け用のループL1を形成するボールチェーンからなる1本の索体1と、この索体1を並行状態で挿通する装飾留め具2とからなり、索体1の両端が留め金11によって連結されて下部側でもループL2を形成している。そして、装飾留め具2の楕円形厚板状の本体20の表面には、凹凸の装飾模様D（例えば、図示の斜線領域が金色の凸面部、無地領域が白銀色の凹面部をなす）が施されている。また、索体1のボールチェーンと装飾留め具2の本体20は、金、白金、銀、ホワイトゴールドの如き貴金属製か、銅等の一般金属に貴金属のメッキを施したもものからなる。

10

【0016】

図2(A)~(C)で示すように、装飾留め具2の本体20の裏面側には、その楕円の長軸方向を使用時の上下方向として、上下部に挿通ガイド部6A, 6Bが形成されると共に、中央部にネジ軸3が根元側の溶接によって垂直に立設されており、このネジ軸3に円板状のネジ板4が螺着されている。しかして、本体20の裏面側とネジ板4の内面側には、相互に対向して、ゴム又は合成樹脂からなる軟質ないし半硬質の円形の高分子層5A, 5Bが形成されている。なお、ネジ軸3、ネジ板4、挿通ガイド部6A, 6Bは、いずれも金属（貴金属を含む）製である。

【0017】

また、上下の挿通ガイド部6A, 6Bは共に、金属帯板の両端側を円弧状に折り返して、左右一对の開環状の挿通部60, 60を設けたもので、その中空平坦部で装飾留め具2の本体20の裏面側に溶接固着されている。

20

【0018】

ループL1, L2を構成する索体1は、装飾留め具2の本体20の裏面側において、その2条が各々上下の挿通ガイド部6A, 6Bの左右一方側の挿通部60を通して並行配置している。そして、この並行配置した2条の索体1, 1の間にネジ軸3が突出すると共に、該ネジ軸3に螺合するネジ板4が並行配置した2条の索体1, 1に被さる直径を有している。

【0019】

上記構成のループタイの使用に際しては、索体1のループL1を予め大きめに設定しておき、このループL1を使用者が頭から首部に通してワイシャツの襟裏等に周回させ、この状態でネジ板4の螺合を緩め、索体1に対して装飾留め具2を上方へスライドさせながらループL1を縮め、該装飾留め具2の位置を決めた後、ネジ板4を捻回して締め付ければよい。これにより、装飾留め具2の本体20の裏面側で並行配置した2条の索体1, 1は、図3に示すように、該本体20とネジ板4との間で挟み付けられ、そのボール部1a...が両側の高分子層5A, 5Bの一部めり込む形で、当該本体20に対して移動不能に強く挟着固定される。

30

【0020】

従って、上記の挟着固定後のループタイでは、索体1及び装飾留め具2が金属製でかなりの重さになるが、索体1着用者の歩行や姿勢転換等で振動を受けたり、装飾留め具2や索体1の下側ループL2が手や衣服等に接触して多少引っ張られたりしても、装飾留め具2がずり下がって不体裁になることはなく、お洒落で良好な装着状態を維持できる。また、装飾留め具2のネジ板4を離脱方向に捻回すれば、装飾留め具2が索体1に対して移動自在になるから、該ループタイを取り外したり、首筋の締め付けを緩めたりする場合にも、非常に簡単な操作で済む。

40

【0021】

一方、このようなループタイにあっては、索体1の挟着固定のために装飾留め具2の本体20裏面側にネジ軸3及び挿通ガイド部6A, 6Bを設けるだけでよいから、索体1の固定用としての材料コスト及び加工コストの負担は僅かで済む。

【0022】

50

なお、本考案のループタイにおける索体 1 は、上記の実施形態ではボール部 1 a と軸部 1 b とが交互に連結したボールチェーンを例示したが、小判鎖、喜平鎖、丸カン鎖、パーチェーン等の様々な金属製のものを好適に使用できると共に、糸で編んだ一般的な紐、革紐等の金属以外のものも使用可能である。ただし、本考案は、既述の優れた挟着固定作用から、特に硬く滑り易い金属製の索体を使用する場合に適用効果が大きい。また、索体 1 の両端は実施形態のように連結せずに分離した状態でもよいし、この分離した両端に適当な装飾部品を取り付けるようにしてもよい。

【 0 0 2 3 】

更に、本考案のループタイにおける装飾留め具 2 としては、実施形態で例示した楕円形のものに限らず、多種多様な形態及び材質のものを使用できる。また、実施形態では本体 2 0 とネジ板 4 の両方の対向面に高分子層 6 A , 6 B を設けているが、その一方側のみに高分子層を設けてもよい。

10

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 2 4 】

【 図 1 】 本考案の一実施形態に係るループタイの全体正面図である。

【 図 2 】 同ループタイにおける装飾留め具による索体の挟着状態を示し、(A) は背面図、(B) は側面図、(C) は平面図である。

【 図 3 】 同装飾留め具による索体の挟着状態を示す縦断側面図である。

【 符号の説明 】

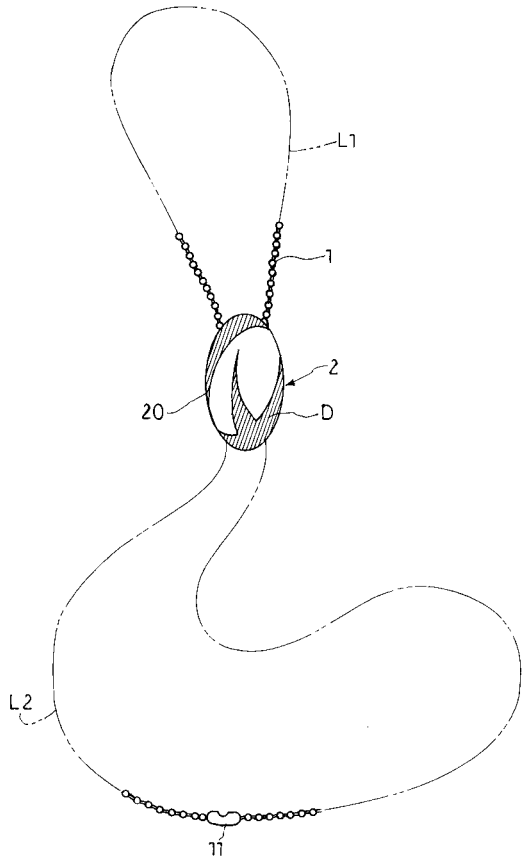
【 0 0 2 5 】

20

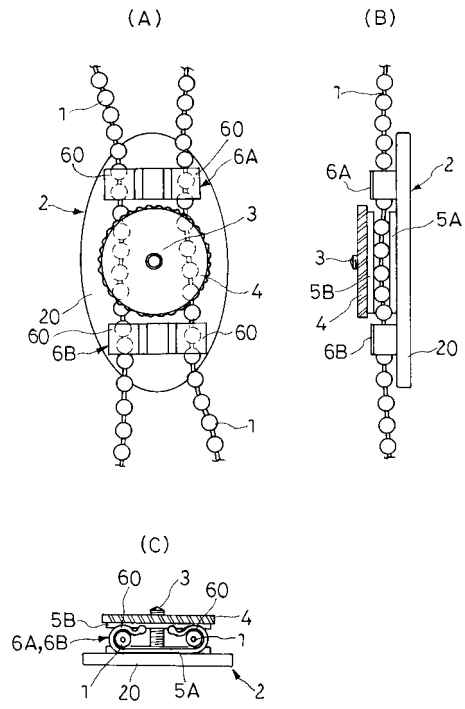
1	索体
2	装飾留め具
2 0	本体
3	ネジ軸
4	ネジ板
5 A , 5 B	高分子層
6 A , 6 B	挿通ガイド部
6 0	挿通部
D	装飾
L 1	ループ

30

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

